

## 令和3年度 第2回 宮崎地方最低賃金審議会 議事録（公開）

### 1 日時

令和3年7月27日（火）午前10時00分～10時50分

### 2 場所

宮崎合同庁舎 2階大会議室

### 3 出席者

公益代表委員	四方、橋口、松岡、丸山、三島
労働者代表委員	今村、鎌田、中川、西、野口
使用者代表委員	奥野、甲斐、河野、野口、松尾
事務局	田中労働局長、松野労働基準部長、森賃金室長、吉田補佐

### 4 議事内容

#### 【補佐】

ただ今より、第2回宮崎地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、15名全員の委員の皆様に出席いただいております。

従いまして、最低賃金審議会令第5条の規程に基づき定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

また、当審議会の開催について公示を行いましたところ、4名の傍聴希望の申出があり、3名の方が傍聴されていることをご報告申し上げます。傍聴者におかれましては、「傍聴に当たっての遵守事項」を厳守のうえ、会議を傍聴されますようお願いいたします。

これからの議事については、松岡会長に進行をお願いいたします。

#### 【松岡会長】

それでは始めたいと思います。

みなさんご承知のとおり、7月16日に、中央最低賃金審議会が地域別最低賃金改定の目安について答申を出しました。

この答申については本日の審議会事務局から報告される予定ですが、今後の審議に当たっては目安答申を意識した議論をしていくことになると思いますので、委員の皆様もよろしくお願いたします。

まず、それでは、「議題1 宮崎県最低賃金の改正決定に係る意見について」について、最賃法第25条第5項で、最低賃金審議会は、最低賃金の改正決定等の調査審議を行う場合は、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くこととなっています。

意見聴取結果について、事務局より説明をお願いします。

#### 【補佐】

7月2日の第1回審議会における改正諮問の後、7月5日に、関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示を行いましたところ、2件提出がありました。

資料1ページからになっております。

まず、7月12日付けで、宮崎ふれあいユニオン興相委員長様から「要請書」が提出されました。興相委員長に参考人意見陳述を確認しましたところ、20日に回答がありまして、「8月3日の第2回専門部会での意見陳述は希望しない」とのことでした。

次に資料3ページになりますが、7月21日付けで、宮崎県労働組合総連合江良議長様から「2021年宮崎県最低賃金改定にあたっての意見」が提出されました。

県労連村岡事務局次長に同日確認しましたところ、「8月3日の第2回専門部会で宮崎県労働組合総連合の『コープみやざき』から意見陳述を希望する」とのことでした。

資料については各委員の皆様におきまして、ご確認をお願いいたします。

その他の労使団体からは、意見は出ておりません。事務局からの説明は以上でございます。

**【松岡会長】**

少し時間を設けますので、長文でもありますので中身をご覧くださいませでしょうか。

(各委員、内容の確認)

皆さん、中身を確認していただきましたでしょうか。この要請書と意見について何かご意見等ございませんか

(意見なし)

**【松岡会長】**

特にないようですので、本件の要請書、意見も踏まえて、宮崎県最低賃金専門部会での調査審議をお願いするということによろしいでしょうか。

(異議なし)

また、希望された意見陳述については、この後の第1回専門部会で検討していただきますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

次に、「議題2 運営小委員会報告について」です。  
運営小委員会の橋口座長からご報告をお願いします。

**【橋口委員】**

運営小委員会は、7月2日に開催され、本年度の審議会運営をどうするかということについて検討致しました。内容については、資料2、審議会資料5ページのとおりです。

事務局から要旨説明をお願いします。

**【賃金室長】**

それでは資料5ページの「運営小委員会報告」について、ご説明させていただきます。  
7月2日の第1回本審後に

公益代表として 橋口会長代理と松岡会長  
労働者側代表として 中川委員と鎌田委員  
使用者側代表として 河野委員と奥野委員

以上6名の委員に御出席いただきまして、令和3年度の最低賃金審議会の運営について検討していただきました。以下6点のとおり確認されましたのでご報告申し上げます。

1点目が、宮崎県最低賃金の改正については、宮崎県最低賃金専門部会において、労働経済の情勢等及び最低賃金法の趣旨を勘案して慎重に審議し、中央最低賃金審議会から提示された目安が提示された後、これを参考として、10月1日発効を目指すこととするが、審議の都合上これがかなわない場合においても早期の発効を目指し努力し審議を行うこと。

2点目は、産業別最低賃金の改正等の必要性の有無については、検討小委員会において検討することとし、改正決定、つまり金額改正等についての諮問があった場合は、産業別最低賃金専門部会の結審は、年内発効を目指して努力するものとする。

3点目は、地域別及び産業別最低賃金の金額改正に係る専門部会の審議の運営については、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を採用し、専門部会における専決をもって本審答申と同一の効力を有することとする。

なお、6条5項の適用は、専門部会において「全会一致」で決議した場合に限ることとし、専門部会での結審に当たって、労使いずれかの委員が「反対」の意思表示、または、本審開催の「申立て」を行った場合については、原則として3日以内に本審を開催し、審議のうえ採決する。

また、専門部会で専決を行った場合は、他の本審委員に関係資料を送付し、次回の審議会で報告すること。

4点目は、地域別及び産業別最低賃金における審議に際しては、「全会一致」の結審に至るよう努力するものとする。

5点目は、専門部会を含む審議会開催日の設定については、事務局において可能な限り早期に日程調整を行うように努めるとともに、各委員は事務局の行う日程調整に協力するよう努めるものとする。

最後の6点目は、本審は採決・採択を行う第3回第4回を含め、議事録をホームページに掲載する。

以上でございます。

【松岡会長】

ただ今の運営小委員会報告について何かご意見はありませんか。

(意見無し)

【松岡会長】

ご意見がなければ、報告のとおりご承認いただけたものとしてよろしいですか。

(異議無し)

【松岡会長】

それでは、「議題3」に入ることにいたします。

7月16日、中央最低賃金審議会から、本年度の目安に関する答申が示されておりますので、そ

の要旨について、事務局から報告をお願いします。

【補佐】

資料の95ページをお開きください。7月16日付けで答申が取りまとめられておりますので、答申文を読み上げさせていただきます。

令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和3年6月22日に諮問のあった令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

1 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。

2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。

3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。

4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。

5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

次のページが別紙1となっておりまして、令和3年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解となっております。1では、令和3年度地域別最低賃金額改定の目安は、次の表に掲げる金額とするとされております。宮崎県については、Dランクの中に入っておりまして、目安額は28円とされております。以下、公益委員見解の2につきましては、別途ご確認いただければと思います。

また、資料の98ページの別紙2が7月14日付けの「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」となっております。この中に、労働者側見解、使用者側見解が盛り込まれております。

以上です。

【松岡会長】

ただいま、中央最低賃金審議会の目安に関する答申等の朗読がなされたところです。

具体的な審議は、専門部会でもお願いしたいと思いますが、ただいまの事務局からの報告について、ご意見・ご質問などありましたらお願いします。

（質問、意見無し）

【松岡会長】

特にないようですので、次に、「議題4の専門部会委員の選任について」ですが、事務局からの

説明をお願いします。

**【賃金室長】**

地域別最低賃金の専門部会委員の任命についてご説明いたします。

7月2日の第1回本審で、地域別最低賃金専門部会を設置することが確認されましたので、7月5日に、専門部会委員の候補者の推薦について公示を行い、労働者団体及び使用者団体からそれぞれ候補者の推薦をいただきました。

その結果、

公益代表委員として、三島委員、橋口会長代理、松岡会長

労働者代表委員として、中川委員、野口委員、鎌田委員

使用者代表委員として、河野委員、奥野委員、甲斐委員

の9名の方を本日7月27日付けで専門部会委員に任命いたしました。

委員名簿は資料7ページにつけております。

本日の本審のあとに、第1回専門部会を開催する予定です。

以上です。

**【松岡会長】**

ただ今の事務局説明について何かご質問がありますでしょうか。

(質問、意見無し)

**【松岡会長】**

ないということですので、引き続いて、「議題5」に移ります。

事務局から「令和3年賃金改定状況調査結果等について」に関する資料説明を事務局からお願いします。

**【労働局長】**

まず、賃金改定状況調査の集計誤りについて申し上げます。

本件について、すでに事務局から経過の資料をメールでご報告しましたとおり、調査結果に誤りがあったところでございます。

賃金改定状況調査は、地方最低賃金審議会、専門部会の審議に影響する重要な審議資料でございまして、これに誤りがあったことは行政として、あってはならないことでございます。委員の皆様にもご迷惑をおかけしました。あらためて深くお詫び申し上げます。

詳細は賃金室長から説明いたしますので、どうぞよろしくお願い致します。

**【賃金室長】**

お手元の審議会資料の39ページからが改定状況調査の結果ですが、本日配付の資料についても併せて説明させていただきます。

まず、資料の20ページまでは第1回本審資料と同じものでございます。21ページ以降が第1回本審以降に発表された資料ですので、こちらから説明いたします。

21ページは、7月1日に日銀宮崎事務所が発表した「宮崎県金融経済概況」でございまして。概

要のところがございますとおり、「宮崎県の景気は、このところ足踏み状態となっている。」とされております。少し下のところに、「個人消費は、一部に弱めの動きがみられるものの、基調としては緩やかに持ち直している」とされております。

続いて、29 ページをご覧ください。

連合本部がこの春の春闘の最終回答結果を発表しました。30 ページになりますが、平均賃金方式で額が5,180 円、率が1.78%の賃上げとなっています。

37 ページからは中央最低賃金審議会の第2 回目安小委員会の資料です。

39 ページからが令和3 年度賃金改定状況調査結果となっています。

39 ページに調査の概要が示されておりまして、賃金改定率は本年1 月から6 月までを調査しております。

調査の対象となった要件等が記載されております。そのあと、結果が48 ページありますけれども、この結果が次の目安小委員会で訂正されておりますので、訂正後の説明をさせていただきたいと思っております。

資料は79 ページからになっております。79 ページから第3 回目安小委員会で訂正の報告が行われております。

81 ページに訂正の概要がございまして、原因は一昨年度まではサービス業が3 つまとめて、母集団に紐付けされておりましたが、昨年度3 つのサービス業に分かれました。その際に、サンプルと母集団労働者数の紐付けがうまくいかなくなっており、昨年度段階ではそれに気づかず、資料をお出ししていたということです。今回確認をしましたところ、昨年度からの間違いが発見されたということになっております。

81 ページですが、まず、今年の賃金改定状況調査につきまして、ランクの合計が前回0.3 の上昇とご報告していたところですが、これが0.4%に訂正されております。82 ページの下のほうで、令和2 年度の調査結果も訂正されておりますけれども、A・B につきましては上方訂正、C・D ランクは下方訂正ということになっております。

資料のページを打ち間違っております。91 ページが本来一番初めになるべきところでしたので、91 ページから説明させていただきます。91 ページ別紙1 をご覧いただければと思います。宮崎が含まれますD ランクにつきましては、一般労働者とパート労働者の合計の1 時間当たりの賃金が、昨年は1,211 円でしたが、今年は1,215 円となっております。賃金上昇率については、昨年の0.8%から0.3%と減少しています。上昇率については、製造業が一番高く0.9%となっております。ページを戻っていただきまして、83 ページが、第4 表の2 ということ、一般労働者とパート別のものになります。説明が足りませんでした。先ほど説明したものは男女別の集計結果になります。D ランクについて申し上げますと、一般では製造業の上昇率が高くなっておりまして、1.2%となっております。宿泊業、飲食サービス業では-0.5%と賃金が下がっています。逆にパートのその他のサービス業では2.6%と賃金が上がっています。

続いて少し戻っていただいて、49 ページからは生活保護と最低賃金との比較に関するものです。これについては後ほど、専門部会で詳しく説明します。この場におきましては、宮崎においても、生活保護水準と最低賃金との比較では、今年度も乖離が生じていないことが確認されていることをご報告いたします。

53 ページは、地域別最低賃金の未満率・影響率の推移です。

なお、未満率、影響率の定義は、表の枠外、注2、注3に記載されており、未満率は改正前に現在の最低賃金を下回っている労働者の割合のこと、影響率は改正後に、改正後の最低賃金を下回ることとなる労働者の割合のことです。

宮崎が含まれるDランクは、令和2年度の「未満率は1.8%」で、その前の1.2%より0.6%上がったところです。一方、令和2年度の「影響率」は6.9%で、令和元年度の11.6%から大きく下がっております。

54ページは、地域別最低賃金の都道府県別の未満率と影響率の一覧です。資料出所は、「令和2年最低賃金に関する基礎調査」で、事業所規模30人未満、製造業等は100人未満を調査対象としています。宮崎は未満率が2.3%、影響率が10.5%となっており、どちらも全国平均を上回っております。

57ページ以降は、全国の「時間当たりの賃金分布」に関するグラフです。

資料はDランクのみを抜粋しております。

宮崎の数字だけ確認させていただきたいと思います。まず、62ページの左下をご覧ください。宮崎県の「一般労働者・短時間労働者計」の賃金分布は、令和2年当時の最低賃金額790円で就労する労働者が一番多くなって、次は1,000円のところが多くなっています。

66ページ左下に「一般労働者」のみを対象にした結果があります。この棒グラフ・分布を見ると、賃金分布は1,100円、1,300円のところにばらけている結果となっております。

70ページ左下は「短時間労働者」の棒グラフ・分布です。令和2年当時の最低賃金額790円で就労する労働者が一番多くなっています。

71ページ以降は委員からの追加要望資料で、こちらも抜粋しております。72ページのピンクの色付けのところを資料としておりまして、中に宮崎の数字もありますのでご確認いただきたいと思います。

当局職業安定部の発表する「雇用失業情勢」は7月30日が公表予定となっておりますので、次回第2回専門部会にはご提供できるものと存じます。

以上で資料説明といたします。

#### 【松岡会長】

ただいまの資料の説明に関して質問、意見等のある方は、お願いします。

(質問、意見無し)

先ほど説明のありました「改定状況調査結果の訂正」について、昨年度の資料が間違っていたのは問題ですが、地賃の審議につきまして、4表はもちろん参考にするのですが、特定の指標によって何か自動的に決定されるというようなものではございませんし、宮崎県の経済指標、有効求人倍率などの様々なデータを踏まえて検討をした上で、総合的に勘案して公労使からなる審議会で審議をして決定してきましたので、議論が大幅に歪められたとかそういうことは起こっていないと思います。そういうまとめでいかがでしょうか。

そのほかの配付資料に関する議論はございませんか。

(質疑等なし)

#### 【松岡会長】

次に「議題6」の産業別最低賃金の改正の必要性の有無の諮問及び検討小委員会の設置についての審議に入りたいと思います。

まず、産業別最低賃金の改正の申出書に関する資格要件の審査結果について事務局から説明を

お願いします。

**【賃金室長】**

令和3年度産業別最低賃金改正申出に関する要件審査結果について報告いたします。

資料は9ページからとなります。

日本労働組合総連合会宮崎県連合会から、2021年7月14日付けで、現行の4業種について、特定(産業別)最低賃金の金額改正の申出がありました。添付資料はつけておりませんが、申出の要件としては、産別最賃の適用労働者の概ね1/3以上の労働者の合意が必要となっており、審査の結果は11ページに取りまとめたとおりです。

まず、「自動車(新車)小売業最低賃金」につきましては、自動車総連宮崎地方協議会販売部門連絡会の今村議長様から申出がありまして、審査しましたところ適用労働者数2,750人に対して合意のあった労働者数が1,014人、比率は36.9%で、概ね3分の1以上の合意による申出がされております。

次に「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」につきましては、全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会宮崎地域懇談会の秋山代表様から申出がありました。

審査しましたところ適用労働者数8,850人に対して、合意のあった労働者数が3,940人、比率は44.5%で、概ね3分の1以上の合意による申出であると判断しました。

続いて、「各種商品小売業最低賃金」につきましては、宮崎県小売産業別最賃労組連絡会の西代表幹事様から申出がありました。

審査しましたところ、適用労働者数4,750人に対して合意のあった労働者数が2,676人、比率は56.3%で、概ね3分の1以上の合意による申出がされております。

最後に「宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金」につきましては、日本食品関連産業労働組合連合会宮崎地区協議会鬼束議長様から申出がありました。

審査しましたところ、適用労働者数2,490人に対して、合意のあった労働者数が1,297人、比率は52.1%で、概ね3分の1以上の合意による申出がされております。

以上のとおり、令和3年度特定(産業別)最低賃金の改正申出に関する要件につきましては、4業種とも適正でありましたことを報告いたします。

**【松岡会長】**

ただ今の説明について何か質問のある方はお願いします。

(質問無し)

**【松岡会長】**

特にないようですので、産業別最低賃金について改正申出の要件が適正だったということですので、労働局長から改正の必要性の有無について諮問をお受けしたいと思います。

**【労働局長】**

宮崎地方最低賃金審議会 松岡会長殿

宮崎県特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問いたします。

令和3年7月14日付けをもって申出代表者 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 中川育江会



長から、最低賃金法第 15 条第 1 項の規定に基づき、4 件の産業別最低賃金の改正決定に関する申出がございましたので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求めます。

宮崎労発基 0727 第 1 号、令和 3 年 7 月 27 日、宮崎労働局長 田中大介。  
よろしく申し上げます。

【松岡会長】

ただいま諮問をお受けしました。諮問文については、皆様のお手元に写しが配付されましたでしょうか。

産業別最低賃金の改正の必要性の有無につきましては、後日、検討小委員会の場で審議することになりますが、まず、この検討小委員会の構成について、従来の慣例等について事務局より説明願います。

【賃金室長】

産業別最低賃金につきましては、中央最低賃金審議会の答申に基づき、金額改正決定の申し出を受理した場合には、金額審議に先立ち、必ず「改正の必要性」について審議会の意見を求めることとされております。

宮崎地方最低賃金審議会におきましては、「検討小委員会」を設けて「改正の必要性」について審議していただいているところです。

宮崎地方最低賃金審議会運営規程第 3 条では「会長は審議会の議決により特定の事案について、事実の調査をし、又は、細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。」と規定されており、この規定に基づき検討小委員会が設置されてきました。

委員の構成は、これまでは、公・労・使各側 3 名の委員で構成されています。

座長及び座長代理は、公益委員から選出し、取りまとめをお願いしています。

また、検討小委員会は全会一致を原則としており、これまで採決を行ったことはございません。

以上が従来からの、検討小委員会の目的、委員の構成及び運営方法でございます。

【松岡会長】

検討小委員会について事務局より説明がありましたが、この場で検討小委員会の各側 3 名の委員の選出をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(異議無し)

【松岡会長】

それでは、公益代表委員については、四方委員、橋口委員、三島委員、の 3 人をお願いします。

労・使各側から委員の推薦をお願いします。

労側いかがですか。

【中川委員】

労働者側からは、今村委員、鎌田委員、私中川でお願いします。

【松岡会長】

それでは、使側いかがですか。

【河野委員】

奥野委員、甲斐委員、私河野でお願いします。

【松岡会長】

それでは、検討小委員会は、  
公益側が、四方委員、橋口委員、三島委員  
労働者側が、今村委員、鎌田委員、中川委員  
使用者側が、奥野委員、甲斐委員、河野委員  
以上の9名の委員にお願いします。  
次に、検討小委員会の日程について、事務局よりお考えがありましたらお聞かせください。

【貸金室長】

検討小委員会の開催につきましては、先日、事務局の方で日程調整をさせていただき、運営小委員会で検討いただきました。

第1回を8月17日(火)午前10時から

第2回を8月18日(水)午前10時から

に予定しておりますので、検討小委員会の委員の皆様はよろしくお願いたします。

【松岡会長】

では、委員の皆様、いま説明のあった日程でよろしくお願いたします。

(一同了承)

【松岡会長】

これで予定された議題は終了しましたが、他に何かありませんか。

他にないようでしたら、本日の会議はこれで終わります。

本日の議事録については、個人情報保護に支障を及ぼすおそれ、個人や団体の権利利益が侵害されるおそれ、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれはないと判断されますので、宮崎地方最低賃金審議会運営規程第7条第2項の規定により公開したいと思いますが、ご異議はございませんか。

(異議無し)

【松岡会長】

では、議事録は公開ということにいたします。

なお、本日の議事録の確認は、野口委員と奥野委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(二名了承)

【松岡会長】

それでは 以上をもちまして、令和3年度第2回宮崎地方最低賃金審議会を終了いたしたいと思います。

お疲れ様でした。

会 長

---

労働者側代表委員

---

使用者側代表委員

---